花巻市公契約条例

平成２９年１２月７日条例第２５号

（目的）

第１条　この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の担い手である事業者の意識啓発を図り、もって公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに労働者の適正な労働条件を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約　市が発注する工事の請負に係る契約、市が業務を委託する契約、市が役務の提供を受ける契約及び市が物品を購入する契約並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定による市の公の施設の管理に係る協定をいう。

(2) 特定公契約　公契約のうち、別に定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。

(3) 受注者　市と公契約を締結した者をいう。

(4) 特定受注者　市と特定公契約を締結した者をいう。

(5) 下請負者等　次のア又はイに掲げる者をいう。

ア　下請、再委託その他いかなる名称をもってするかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務を請け負った者

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第３号に掲げる事業を行う者であって、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者

（基本理念）

第３条　公契約は、基本として次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

(1) 公契約の締結に当たっては、性質又は目的に応じて、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されていること。

(2) 適正な履行が見込まれない金額による契約の締結防止が図られていること。

(3) 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件が確保されていること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するための施策を推進するものとする。

（受注者及び下請負者等の責務）

第５条　受注者及び下請負者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。

２　受注者及び下請負者等は、公契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１１条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

(2) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第９条第１項（同法第２２条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１２条第１項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４条の２第１項の規定による保険関係の成立に係る届出をすること。

(6) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

（特定公契約に係る措置）

第６条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。

２　市長は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。